

## ㈱サクラファーマシー なないろの里保育園 地域交流スペース利用規定

### (趣旨)

第1条 この規定は、㈱サクラファーマシーなないろの里保育園の地域交流スペースの利用に関して必要な事項を定めるものとする。

### (利用手続)

第2条 利用申請者は、地域交流スペース利用登録申込・誓約書（様式第1号）に必要事項を記入し、保育園へ提出する。

- 2 保育園は地域交流スペース利用登録申込・誓約書の提出があった者に、事前確認を行う。利用登録申込・誓約書（様式第1号）は利用希望日2か月前から受付を行う。利用2回目以降は地域交流スペース利用申込書（様式第2号）の提出により利用希望日2か月前から申込を受け付ける。

### (利用承認等)

第3条 保育園は、その利用の承認及び非承認について、その旨を利用申請者に通知又は電話連絡するものとする。ただし、公共又は公用のための実施する事業は優先して許可をする。

- 2 保育園は、地域交流スペースの管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

### (利用許可の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、地域交流スペースの利用を許可しない。

- (1) 利用が営利目的・宗教的集会と認められたとき
- (2) 利用が公共良俗に反する恐れがあるとみとめられたとき
- (3) 来館者・会場周辺及び近隣住民等に迷惑を及ぼす恐れがあるとき
- (4) 建物又はその付属物を汚損し、もしくは破損する恐れがあるとき
- (5) 申請者又は利用者が仙台市若林区以外と認められたとき
- (6) 保育園の保育活動が著しく妨げる恐れがあるとき

### (利用料)

第5条 利用料は1時間につき1000円（光熱費を含む）を徴収する。以降30分超えるごとに500円の利用料となる。

### (利用時間)

第6条 利用時間は原則午前10時～11時30分とする（掃除・片付けの時間を含む）。

### (厳守事項)

第7条 利用者は、次の各号に該当する項目を厳守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた以外の施設又は設備、器具等を使用しないこと
- (2) 許可なく建物、ガラス等に広告物を掲示し、または釘類を打ち込まないこと
- (3) 許可なく火器を使用しないこと
- (4) 許可なく器具、什器等を施設外に持ち出さないこと
- (5) 許可なく危険もしくは不潔な物品または動物を持ち込まないこと
- (6) 利用申し込みと異なる使用をしないこと
- (7) 喫煙をしないこと
- (8) 指定された場所以外へ駐車をしないこと
- (9) 飲食物を出す場合には必ず当園の承認を得ること
- (10) 飲食等に伴うごみは利用者の責任において持ち帰ること
- (11) 使用後は必ず清掃を行うこと

### (入館の制限)

第8条 保育園は、前条の規定に違反し、または次の各号のいずれかに該当する者に対し、施設への立ち入りを禁止し、または退館を命ずることができる。

- (1) 感染症の疾病があると認められるとき
- (2) 他人に危害または迷惑を及ぼす恐れがある者
- (3) その他、管理又は社会通念上支障があると認められる者  
(損害賠償等)

第9条 利用者は、利用中に建物又は付属品等を損傷した場合は、保育園の裁定する損害額を賠償しなければならない。

- 2 荷物の盗難・損傷及び利用者の怪我・事故（車両を含む）に対し、保育園は一切の責任を負わず、利用申請者において負うものとする

附則 この規定は、令和3年3月31日より施行する。